

宮労発基0627第1号
令和7年6月27日

関係各位

宮城労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の公布について

平素より労働行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が、令和7年5月14日に公布され、順次施行されることとなりました。

今回の改正は、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安心安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものです。

つきましては、法改正の趣旨等をご理解いただき、関係事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細は以下の宮城労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/20250514.html>

